



育児・介護休業



期間雇用者(パート・派遣・契約社員など雇用期間の定めのある労働者)でも、育児休業や介護休業が取りやすくなります。
働きやすく、休みやすい環境になりました。



育児休業とは?

原則として1歳未満の子を養育する男女労働者が、「育児休業」をすることができます。ただし、保育所への入所を希望しているものの、子どもを保育所に預けられないといった事情がある場合は2歳まで休業期間を延長することができます。
育児休業中は、社会保険料が免除となります。



介護休業とは?

・対象家族(要介護状態)1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能
・半日(所定労働時間の1/2)単位での取得が可能
・介護休業給付金の引き上げ 40% ⇒ 67%

育児休業をすることができる期間雇用者の範囲

- ① 申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること
- ② 子が1歳6カ月になるまでの間に雇用契約がなくなることがあきらかでないこと
※育児休業することができる期間雇用者は、申出の時点で上記の①②のいずれにも該当する方です。

介護休業をすることができる期間雇用者の範囲

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- ② 取得予定日から起算して93日を経過する日から6カ月を経過する日までの間に、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでないこと
※介護休業することができる期間雇用者は、申出の時点で上記の①②のいずれにも該当する方です。

※原則として、育児休業の申出は休業開始の1ヶ月前まで、介護休業の申出は休業開始の2週間前までに、することとされています。



スタッフラインズ株式会社

